

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年11月10日 定例庁議	
開 催 日 時	平成26年11月10日(月)	午前9時12分から 午前9時57分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	富岡市長、三好教育長、田中市長公室長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (担当課1) 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐、平間同課財政係長 (担当課2) 林福祉課長、岩城同課主幹兼課長補佐、宮同課長補佐兼地域福祉係長 (担当課3) 目崎健康づくり部次長兼健康づくり課長、齊藤同課予防係主査 (事務局) 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係小曾根主任、稲葉秘書課長	
会 議 内 容	1 平成26年第4回朝霞市議会定例会提出議案について 2 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画	
会 議 資 料	・平成26年第4回朝霞市議会定例会提出議案 ・朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 平成26年第4回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第67号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第4号）

（小林総務部長）

- ・本議案は、平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第4号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、3億658万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、372億1,652万6,000円となっている。
- ・第2表継続費補正は、ごみ焼却処理施設延命化対策事業について、事業費総額及び年割額を事業の進捗に伴い変更するものである。
- ・第3表繰越明許費補正は、住居表示維持管理事業と黒目川桜並木管理事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。
- ・第4表債務負担行為補正については、広報あさか等配布事業など7事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。
- ・第5表地方債補正については、宮戸橋耐震補強等負担事業の借入限度額の変更を行うものである。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などを減額する一方、障害者自立支援給付費負担金や、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などを増額することにより、6,975万5,000円増額している。県支出金は、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を新たに計上するほか、障害者自立支援給付費負担金などを実績に伴い増額することにより、6,542万6,000円増額している。財産収入は、自動販売機用敷地貸付料を実績に伴い減額している。寄附金は、民生費指定寄附金など、16件の指定寄附金の受け入れをしている。繰入金は、財政調整基金繰入金を、1億6,499万7,000円増額しており、これにより財政調整基金の年度末残高見込みは、8億4,616万1,000円となる。諸収入は、再商品合理化配分金を、230万2,000円増額している。市債は、宮戸橋耐震補強等負担事業債を事業費の確定に伴い変更することにより、430万円増額している。
- ・歳出について、人件費補正では、職員等の給与改定及び人事異動等にもなう補正額を計上している。60ページの給与費明細書の「長等」は市長及び副市長が該当しているが、期末手当及び共済費の増額分は30万2,000円である。61ページの一般職には教育長が含まれているが、一般職全体では4,531万円の減額となる。人件費を除いた概要について、議会費は、本会議のインターネット中継の実施や、議場等における無線LANの設置に対応するための経費を計上しているが、全体では143万2,000円の減額となっている。総務費については、地方公共団体情報システム機構負担金や住居表示維持管理委託料などを新たに計上する一方、契約額の確定に伴い、電算機借上料を減額することにより、全体では4,917万8,000円の減額となっている。民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金などを増額するほか、旧あさか生活実習室解体工事に係る経費などを新たに計上することにより、2億9,819万円増額している。衛生費は、妊婦一般健康

診査等委託料などの増額により、545万6,000円の増額となっている。農林水産業費は全体的に3,000円の増額、商工費は69万4,000円の増額となっている。土木費は、観光人材育成支援委託料を新たに計上するほか、宮戸橋耐震補強工事負担金の増額や下水道事業特別会計繰出金の計上などにより、5,978万3,000円の増額となっている。教育費は、埋蔵文化財調査の重機借上料を増額することにより、245万7,000円の増額となっている。公債費は、借入額の確定に伴い、939万円減額している。

[質疑等]

なし

議案第68号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
（薮塚健康づくり部長）

- ・本議案は、平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億212万7,000円の増額で、これを含めた累計額は、125億5,449万5,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、国庫支出金は、歳出の保険給付費の増額に伴い、療養給付費等負担金を、3,375万8,000円増額している。療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知により、精算分として541万7,000円減額している。県支出金は、保険給付費の増額に伴い、財政調整交付金を、759万5,000円増額している。繰入金は、国民健康保険保険給付費支払基金からの取り崩しにより、6,619万1,000円を繰り入れるものである。
- ・歳出について、保険給付費は、今年度の医療費の伸び等を勘案し、一般被保険者に係る療養給付費では、6,635万5,000円を、一般の高額療養費では、3,577万2,000円をそれぞれ増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第69号 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（柳原都市建設部長）

- ・本議案は、平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,371万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、17億8,942万8,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、繰入金は、一般会計からの繰入金で、1,291万8,000円を増額するもので、市債は、公共下水道事業債を雨水対策事業の補償、補填及び賠償金の増額により、2,080万円追加するものである。
- ・歳出について、下水道総務費の一般管理費は、給与改定及び人事異動等に伴い405万8,000円を増額するもので、下水道事業費の汚水建設費の私道排水設備工事助成事

業は、旧暫定逆線引き地区の申請件数が当初の見込みより増えたため、818万円増額するものである。雨水建設費の雨水対策事業は、地下埋設物の切り回し工事が必要となったため、埋設物補償料を2,148万円増額するものである。

- ・第2表地方債補正は、公共下水道事業の地方債について借入限度額の変更を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第70号 平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(薮塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億6,380万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、55億5,317万9,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入については、歳出における保険給付費の増額に伴う受け入れを行うもので、国庫支出金は、介護給付費負担金を5,276万円、支払基金交付金は、介護給付費交付金を7,650万2,000円、県支出金は、介護給付費負担金を3,297万5,000円増額するものである。繰入金は、一般会計繰入金を3,297万5,000円増額するほか、介護保険保険給付費支払基金6,859万1,000円を取り崩し、給付費に充てるものである。
- ・歳出について、保険給付費ではサービス給付費の動向を踏まえ、居宅介護等サービス給付事業では1億8,165万3,000円の増額、地域密着型介護サービス給付費事業では3,893万9,000円の減額、施設介護サービス給付事業では6,918万9,000円の増額、居宅介護等住宅改修給付事業では473万1,000円の減額、居宅介護等サービス計画費給付事業では740万9,000円の増額、介護予防サービス給付事業では3,130万6,000千円の増額、地域密着型介護予防サービス給付事業では137万6,000円の増額、介護予防住宅改修給付事業では362万1,000円の増額、高額介護サービス費給付事業では582万1,000円の増額、特定入所者介護サービス給付事業では709万8,000円の増額を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第71号 平成26年度朝霞市水道事業会計補正予算（第2号）

(田中水道部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市水道事業会計補正予算（第2号）についてである。
- ・今回の補正は、建設改良費の増額とこれに伴う工事負担金の受け入れを行うほか、人件費補正では職員の給与改定及び人事異動等に伴う補正額を計上している。
- ・収益的収入及び支出についての水道事業費について、損益勘定職員19人分の給与費等を795万6,000円増額するものである。
- ・資本的収入及び支出についての資本的収入は、下水道工事に伴う配水管切り回し工事の

負担金として1,918万円を増額するものである。資本的支出は、配水管切り直し工事費用の1,918万円を増額するほか、資本勘定職員4人分の給与費等を358万4,000円増額し、合わせて2,276万4,000円の増額とするものである。

[質疑等]

なし

議案第72号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(小林総務部長)

- ・本議案は、朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてである。
- ・平成26年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、平成26年度分についての改正分である。第1条は勤勉手当を改正するものだが、6月期分は支払い済みのため、年度を通じて12月期分を1.05か月引き上げる改正である。第2条は、平成27年度以降に1.05か月分を6月期と12月期に配分するものである。
- ・第1条の交通用具使用者に係る通勤手当の月額について、使用距離の区分に応じ100円から3,500円の範囲内で引き上げるものである。国の実態と市の条例の規定が必ずしも合っていないので、今後徐々に合わせていく予定であるが、基本的には国の制度改正の内容を反映したものとなっている。
- ・勤勉手当については、平成26年度は12月期を0.15か月分引き上げ、平成27年度以降は6月期と12月期の年間の配分を改める。
- ・これらの改正のうち、給料、通勤手当及び平成26年12月期の勤勉手当の支給月数については公布の日から、平成27年度以降の勤勉手当の期別の配分については平成27年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第73号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(小林総務部長)

- ・本議案は、市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、平成26年8月7日に行われた人事院勧告に基づき、職員の勤勉手当が引き上げられることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、平成26年度は12月期を0.15か月分引き上げ、年間支給月数を4.1か月とし、平成27年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。
- ・これらの改正のうち、期末手当を0.15か月分引き上げる改正については公布の日から、平成27年度以降の期末手当の期別の配分については平成27年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第74号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(担当課1：上野)

- ・本議案は、朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてである。
- ・今回の改正については、第4次朝霞市行政改革の取組項目である「使用料・手数料の見直し」に基づき、本市の手数料のうち、各種証明書の発行等にかかる手数料について、近隣市等の手数料水準との均衡に留意しながら見直しを行うものである。内容としては、住民票の写しの交付や印鑑証明書などの証明書交付手数料を1通につき100円から200円に改正するほか、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料を1冊につき2,000円から4,000円にするものである。改正理由としては、厳しい財政運営が続いている中で、歳出の見直しとあわせて、公平性の観点から受益と負担の適正化を図り、財源確保の取組を進めるために、他市の手数料水準と比べて特に低くなっている証明書交付手数料の改正を行うものである。

[11月4日政策調整会議の要旨について]

- ・近隣市の水準はどうなっているかとの質問に対し、県内40市中、さいたま市他4市が300円、川越市他25市が200円、秩父市他7市が150円となっていることから、均衡を図って、朝霞市は200円にしたとの回答があった。
- ・増額することの影響額はどれくらいかとの質問に対し、概算で1,400万円程度であるとの回答があった。

[質疑等]

なし

議案第75号 朝霞市地域福祉計画策定委員会条例

(担当課2：林)

- ・本議案は、朝霞市地域福祉計画策定委員会条例についてである。
- ・内容については、平成28年度からの第3期朝霞市地域福祉計画を策定するにあたり、市民等の意見を広く求め計画に反映させるために、委員会を設置する目的で制定するものである。本条例については、公布の日から施行する予定である。

[11月4日政策調整会議の要旨について]

- ・委員24名の構成はどのような予定かとの質問に対し、まだ決まっていないが、第2期朝霞市地域福祉計画を策定した時は、社会福祉関係団体の代表者等は13名、学識経験者1名、社会保険・医療に従事する者4名、公募による市民3名の合計21名であり、多少の人数の前後を含め、24名以内としているとの回答があった。
- ・委員は24名も必要なかとの質問に対し、各種団体を網羅したいという思いから24名に設定しており、近隣市の状況としては、志木市が13名、和光市が16名以内、新座市が29名以内となっているとの回答があった。

[質疑等]

なし

## 2 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画

(担当課3：目崎)

- ・政策調整会議において条例改正が必要かどうかとの質問があったが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）では、市長が本部長、副市長及び教育長が副本部長、消防吏員が本部員と位置付けられている。56ページの朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例の第2条第4項の「必要な職員」及び第5項の「市職員」とは、部長級職員のことである。したがって、条例を改正する必要はない。
- ・本行動計画は4部構成になっている。平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月に新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条に基づいて新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定した。埼玉県は、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月に埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。なお、本市では、特措法第8条第1項の規定により、埼玉県行動計画に基づき、本行動計画を策定するものである。
- ・4ページに記載してあるように、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」の2点が主な目的である。
- ・10ページの発生段階について、埼玉県と同じように6段階を設定している。行動計画の内容として、主要項目は6項目を設定している。
- ・11ページには、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部及び対策委員会など実施体制について記載している。
- ・15ページに記載の住民接種について、感染が広がらないよう新型インフルエンザの予防接種を行うのが市の役割である。
- ・18ページの緊急事態宣言時について、肺炎や脳症など重症例の発生頻度が高い場合に状況によって都道府県単位で区域を指定することになり、この場合、市は直ちに対策本部を設置し、対応していくことになる。
- ・20ページからは、発生段階別の対応について記載している。

[11月4日政策調整会議の要旨について]

- ・パブリック・コメントの実施は考えないのかとの質問に対し、この行動計画は国や県の計画に準拠したものであり、市で独自の内容を策定するものではないことから、パブリック・コメントは実施していないとの回答があった。
- ・議会へはいつ報告する予定かとの質問に対し、12月議会の初日に配付するとの回答があった。
- ・本計画にエボラ出血熱やデング熱等は含まれるのかとの質問に対し、計画名に「等」を使用しているため、他の感染症の対応も包括しているが、実際に感染症が発生した場合には政府による基本的対処方針が出されるため、その内容に従うことになるとの回答があった。
- ・業務継続計画はいつ策定する予定かとの質問に対し、まだ次期は決まっていないが、本行動計画の策定後に業務継続計画を策定する予定であるとの回答があった。また、地域防災計画の見直しに合わせて整備することも念頭にあるため、今後、危機管理部門との

調整を図るとのことである。

[質疑等]

なし

**【閉会】**